

参考資料

◆ 主な届出

産業廃棄物に関すること

書 類	対 象	いつ	提出先
産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書	マニフェストを交付して産業廃棄物の 処理を行った排出事業者(中間処理業 者を含む。) ※電子マニフェストの場合は報告不要 	毎年6月末 まで	廃棄物 対策課
(特別管理)産業廃棄物 事業場外保管届出書 変更届出書・廃止届出書	産業廃棄物が発生する事業場の外にお いて自ら保管する事業所 ※保管に供する面積が300㎡以上である 場所において行われる保管	随時	
P C B廃棄物の保管 及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル(P C B)廃棄物 を保管している事業所	毎年6月末 まで	
多量排出事業者 処理計画書・実施状況 報告書	【処理計画】 大分市内の事業場において、前年度の産業廃 棄物の発生量が1,000トン以上、または 特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以 上である事業者 【実施状況報告】 前年度に処理計画書を提出した事業者	毎年6月末 まで	

一般廃棄物に関すること

書 類	対 象	いつ	提出先
廃棄物管理責任者 選任届	ごみ減量推進事業所(市が指定)	選任(変更) から30日 以内	ごみ減量 推進課
廃棄物減量計画書	ごみ減量推進事業所(市が指定)	毎年5月末 まで	